

(審査案件第 2 4 号)

答 申

第 1 審査会の結論

「信濃川水系高瀬川等における水利使用に関する河川法第 23 条及び第 24 条の許可について」外 5 件を部分公開とした長野県知事（以下「実施機関」という。）の処分について、次のとおり判断する。

- 1 「常時使用水量の見直し資料」中、数値表のうち昭和 61 年分は公開とする。
- 2 その他の部分についての実施機関の処分は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

異議申立人は、平成 12 年 7 月 24 日付けで「平成 9 年 1 月 31 日付け 8 建設省北地河調発第 11 号、12 号、13 号で建設大臣が許可した、信濃川水系高瀬川等における水利使用許可（ 、 、 発電所）に関し、その申請過程で添付した河川法第 36 条の県知事意見書及びその決裁過程の文書及び決裁文書」の公文書公開請求を、長野県公文書公開条例（昭和 59 年長野県条例第 4 号。以下「旧条例」という。）に基づいて行った。

この請求に対し、実施機関は、決定時期を延長したうえで、平成 12 年 8 月 25 日付けで、別紙のとおり文書を特定し、旧条例に基づいて部分公開の決定を行った。

この決定に対し、異議申立人は、平成 12 年 10 月 18 日付けで、実施機関が非公開とした部分の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

- 1 河川敷占用図（公図及び三斜丈量図）のうち、図面作成者等の氏名について
(1) 本件の発電水利使用期限伸長許可を申請した企業（以下「申請企業」という。）が作成した発電水利使用期限伸長許可申請書（以下「許可申請書」という。）に添付された公図及び三斜丈量図の作成者等氏名の公表は、公文書としての申請書作成者等の責任の所在を明確にするものであって当然であり、作成者等個人の秘密とは関係ない。

(2) 公的な申請書類の作成者等は、土地家屋調査士等の有資格者であると推定される。その資格をもって業務を行っている者の氏名は、一般的な「個人情報」とは区別され、その業務に関して行う行為は秘密にすべき特段の理由はない。

2 漁業補償に関する契約書等の写しについて

(1) 実施機関は、許可申請書に添付された、申請企業と、関係する漁業協同組合（以下「漁協」という。）との漁業補償に関する契約書等の写しを公開することが、申請企業と漁協との信頼関係を損なうとしているが、公開しないことが信頼関係を損なっている。補償契約は、漁協総代会等で公表しており、秘密事項とはいえない。漁協も公開を求めており、漁協組合長の公開同意書を添付した。

(2) 実施機関は過去に、申請企業の発電水利使用許可に伴う漁業補償に係る公文書の公開請求に応じており、整合性を失っている。今回非公開とされた、漁業補償に関する契約書等の写しは、平成6年に全部公開された文書と対象は全く同じである。平成6年以前の水利権許可に係るものと平成9年の水利権許可更新に係るものとの違いがあるだけである。

3 「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」について

(1) 実施機関の非公開の主張は、常時使用水量や有効落差、出力計算書がわかれば電力単価がわかり、電力単価がわかれば製品コストがわかり、製品コストがわかれば競争に敗れるという、「風が吹けば桶屋が儲かる」的三段論法であり、非公開の理由にはなりえない。

(2) 「常時使用水量の見直し資料」程度の資料は、国土庁土地局国土調査課発行「信濃川水系長野県地域主要水系調査書（昭和61年3月）」の「水力発電資料」で公にされており、本件3発電所分も公開されているので、電力コストの算出は可能であって、「企業秘密」にする理由はない。

4 その他

(1) 公共用物である河川及び私権の目的となることができない流水への私企業の権利設定は、河川法の目的を達成するためにも、公開が基本でなければならない。

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「新条例」という。）で、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが

必要であると認められる情報」は、公開が義務付けられている。

現状は、市街地等の防火用水はまともに確保されず、火災の発生に対して水不足から初期消火が行えないために大きな被害が生じており、市民の生命・財産をおびやかしている。希釈水の水量不足から、悪臭の問題が生じている。高瀬川や鹿島川で瀬切れが生じている。従って、実施機関が非公開とした部分は、全部公開すべきである。

- (2) 堰のかんがい用水の残水が、導水路に入って発電用水に流用されているが、水利権の許可内容を規則化した水利規則には、堰から水を取り込んでよいと記載されていない。平成9年の許可で、常時使用水量が増加したのは、堰からの違法取水の追認である。本来許可されない水が、白昼公然と取られている。残水を、導水路をまたいで下方へそのまま流せば、市街地用水不足は解消する。
- (3) 建設省発行の水利権ハンドブックによれば、水利権の許可更新とは、社会の変化、自然の変化に対応し、許可した水利使用の見直しを行うためにある。申請企業の水利権更新申請について、長野県知事がどのような検討過程を経て同意したのか、その過程のすべてを、行政の説明責任として公開すべきであり、申請企業の申請内容も公開されねばならない。

第4 実施機関の主張の要旨

1 河川敷占用図（公図及び三斜丈量図）の図面作成者等の氏名について

- (1) 申請企業が作成した許可申請書に添付された河川敷占用図等の図面のうちの、公図及び三斜丈量図には、この図面の作成者等である申請企業の社員の氏名が記載されている。氏名が公表されると、この個人が申請企業の社員であることが明らかとなるが、個人が企業と雇用関係にあるということは、誰もが自由に知り得る情報とはいえない。従って、これらの図面作成者等の氏名は、旧条例第6条第1項第2号の、個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものに該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
- (2) 公図及び三斜丈量図を作成するに当たっては、特別の資格を要しない。

2 漁業補償に関する契約書等の写しについて

- (1) 許可申請書には、漁業に対する影響及びその対策の概要の図書として、申請企業と複数の漁協との漁業補償に関する契約書等の写しが添付されている。これは、申請企業が発電事業を進めていく上で、漁協と結んだ任意の契

約に係る書類であり、申請企業の経営に関する情報である。

契約は漁協ごとに行われており、これを公開した場合には、漁協間で比較が行われ、金額等について、申請企業と漁協との間に不信感が生ずる等、両者の信頼・協力関係を損ねるおそれがある。申請企業は、漁協から補償額の増額を求められる可能性があり、また、今後の漁協との様々な交渉が困難になる等の悪影響を被るおそれがある。

従って、契約書等の写しは、旧条例第6条第1項第3号の、法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

補償額は、組合の総会資料に記載されているとしても、そのことをもって、公開が申請企業に不利益を与えないとはいえない。

- (2) 平成6年に全部公開した漁業補償に関する文書は、河水統制事業において、県と地元の漁協との間で交わされた漁業補償に関する協定書であり、今回非公開とした漁業補償に関する契約書等の写しとは別のものである。

3 「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」について

- (1) 「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」の公開により、電力コストの推計が可能となる。申請企業の主力製品である人造黒鉛電極は、製造コストの主要部分を電力コスト（買電コスト＋自家発電コスト）が占めており、電力コストは、製品の競争力に直結する情報である。

人造黒鉛電極の価格は、製造コスト＋利益により決定されるが、製造コストが明らかになると、顧客から値引きの要求がなされ、収益が圧迫される、競争相手が販売競争を有利に展開でき、申請企業の顧客が奪われる、という不利益が生じる。

従って、これらの文書を公開することは、申請企業に不利益を与えることが明らかであり、旧条例第6条第1項第3号に該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

- (2) 異議申立人が主張する「水力発電資料」により公表されているデータとは、一日毎のデータではないので、「水力発電資料」から電力コストの算出は困難である。

- (3) 「発電所竣工図一式」は、発電所の設計図そのものである。また、「有効落差及び出力計算書」は、発電所の設計計算書の一部であって、ともに、経営の根幹に関わるノウハウが含まれている。これらの公開は、水力発電の経費の殆どを占める固定費の正確な推計につながることから、人造黒鉛電極の製

造コストを構成する水力発電単価のより正確な推計につながる。

従って、これらの文書を公開することは、申請企業に不利益を与えることが明らかであり、旧条例第6条第1項第3号に該当し、例外として公開できないいずれの場合にも当たらない。

- (4) 発電所の竣工図は公表されておらず、テロ等の破壊活動を防ぎ、附近住民の生命・財産を守るためにも公開できない。国土交通省も、ダム等の施設に対する破壊活動防止のための管理体制を強化している。

4 その他

- (1) 申請企業が昭和26年に提出した、「青木湖貯水利用発電水利使用許可申請書」には、堰から導水路へ用水を取水して、水温の高い水と置換し、水量が不足する場合には、導水路から分水補給するとされており、当該申請に対して、昭和27年に許可がされていることから、堰のかんがい残水を取水していることは違法ではない。

常時使用水量の増が、必ずしも取水量の増となるわけではない。水利使用の許可内容は、河川毎の最大取水量及び発電所毎の最大使用水量による。違法取水か否かは、許可を受けた最大使用水量又は最大取水量を超えたか否かによるのである。

- (2) 建設省（現国土交通省）からの意見聴取に対して次のとおり判断し、建設大臣（現国土交通大臣）に対し、水利権の更新に異議のない旨回答をした。

許可内容を規則化した水利規則で、申請企業は一定の放流量を確保したうえで取水ができるとされていること、当時の建設大臣が、通常の利用期間の30年を10年に短縮し、次回更新時まで「高瀬川等水環境改善検討会」において高瀬川の水環境の改善に取り組むとの方針を打ち出したこと等も踏まえ、河川管理上支障がない。

農業用水については、農家人口や減反による作付け面積の変更、農業用水量の変化等を勘案した結果、十分であり、支障はない。

漁場への影響については、漁業法に基づき漁業権の免許を受け漁場を管理している漁協が、申請企業との間で、合意に基づく補償契約を締結していることから、特に問題はない。

第5 審査会の判断理由

本件の公開請求の対象となった公文書は、申請企業の ・ ・ 発電所に対する水利使用許可を行う過程で作成された県知事意見書、その決裁文書及び決裁に当たり添付された許可申請書である。

本件異議申立てに係る部分公開決定は、新条例の施行前になされた処分であることから、旧条例により判断するものであり、審査に当たっては、旧条例の目的に従い、県民の公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書及び口頭による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。また、本件において、請求の対象となった公文書の公開に関し直接の利害関係を有すると認められる申請企業に対して、審査会への出席を求め、意見を聴取した。

なお、新条例が施行されて既に2年近くが経過していること及び異議申立人が新条例を引用した主張をしていることを勘案して、新条例についても考察することとし、判断理由に附記することとした。

1 図面作成者等の氏名について

申請企業が作成した許可申請書には、河川敷占用図等の図面が添付されており、このうちの、公図写しに三斜丈量図及び三斜丈量計算表を記載した図面には、図面を作成、審査、承認等した者の氏名が記載されている。

本件について検討するに、申請企業からの聴取等によれば、これらの図面の作成に当たっては特別の資格を要しないものであり、資格をもって行う業務に関しては秘密にすべき特段の理由はない、との異議申立人の主張は当たらない。また、作成者等は申請企業の従業員であるため、氏名が公表されると、この個人が申請企業の社員であることが明らかとなるが、個人が企業と雇用関係にあるということは誰もが自由に知り得る情報とはいえないことから、実施機関の主張は正当と認められる。

従って、図面作成者等の氏名は、旧条例第6条第1項第2号の、個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものに該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないと判断する。

2 漁業補償に関する契約書等の写しについて

申請企業が作成した許可申請書には、水利使用による漁業に対する影響及びその対策の概要を記載した図書として、申請企業と複数の漁協とが締結した漁業補償に関する契約書等の写しが添付されている。

本件について検討するに、契約は各漁協毎に行われており、補償内容はそれぞれ異なるものとなっている。そのため、これを公開した場合には、漁協間で比較が行われ、金額等について不信感が生じ、申請企業と漁協との協力関係を損ね、漁協から補償額の増額を求められる等、申請企業と漁協との今後の様々な交渉が困難になるおそれがあるとの実施機関の主張は理由があると認められる。また、補償額が漁協の総会資料に記載されているとしても、そのことをもって、公開が申請企業に不利益を与えないとはいえないと判断する。

従って、契約書等の写しは、旧条例第6条第1項第3号の、法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないものと判断する。

なお、異議申立人が添付したと主張する漁協組合長の公開同意書とは、実施機関からの公開決定通知書欄外に、一つの漁協の組合長が、閲覧に同意する旨を記載したものであり、閲覧の際に、異議申立人が実施機関に対してこれを示し、公開を求めたものであることを確認したが、これは当審査会の上記判断には影響しない。

また、異議申立人が主張する平成6年に全部公開された漁業補償に関する契約書の写しとは、該当文書を確認したところ、実施機関の主張のとおり、河水統制事業において、県と地元の漁協との間で交わされた漁業補償に関する協定書であり、本件の請求対象文書とは異なるものであった。

3 「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」について

申請企業からの聴取等によれば、申請企業の主力製品は人造黒鉛電極である。この製品のメーカーは、国内に4社及び海外に数社があるが、用途は電気製鋼炉での使用であり、需用先が限られるうえ、需要は漸減傾向にあり、販売価格も低下するなど、各社間の販売競争は厳しさを増している。

人造黒鉛電極の製造方法は、どのメーカーであっても同じであり、コストを構成する要素もほぼ同じであるが、製造過程で大量の電気を消費するため、その主要部分を電力コストが占める。申請企業は、国内メーカーで唯一、水力発電所を3箇所所有しており、使用電力の一部を自家発電によりまかなっている。

以下、申請企業が作成した許可申請書に添付されている「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」について検討する。

(1) 「常時使用水量の見直し資料」について

「常時使用水量の見直し資料」は、日毎の使用水量（取水日量）を多い順に並べ替えた昭和61年から平成7年の10年間分の数値の表及び10年間の平均値のグラフである。

これについて検討するに、実施機関が主張するとおり、1年を通じた取水日量の情報があれば、これと既に公表されている資料を併せることにより、水力発電電力量の算出が可能であり、これから買電量も算出できる。これにより推計できる買電単価と、一般的な水力発電単価を併せることにより、人造黒鉛電極を製造する同業他社であれば、その他の情報と併せて、申請企業の製造コストの算出が可能になるものと考えられる。

従って、10年間分の取水日量のデータが公開されると、この間の製造コ

ストを高い精度で推計できることになり、販売競争が激化する中で、同業他社が販売を優位に展開し得ることが容易に推認できることから、申請企業に経営上の不利益を与えることは明らかである。

ここで審査会としては、河川が公共用物であるという河川法の精神、県民の知る権利や公文書の公開を求める権利の尊重及び地域住民と企業が共存する地域社会の創造という観点から、申請企業が被る不利益を最小限に抑えながら、できる限り公開することができないか検討することとした。

仮に10年分でなく、複数年の取水日量のデータを公開した場合について考察すると、入手可能な該当年の雨量及び河川流量等と、公開された取水日量との相関関係などから、他の年の取水日量の推計も可能となって、これにより、製品コストの推計が可能になると考えられ、公開する年数が増えるほど、推計の精度が高くなり、申請企業に与える不利益が増大する。

1年分のみでの取水日量のデータを公開した場合について考察すると、これから推計できるのは、その年の製造コストのみであり、取水量は年によってかなりの差があることから、不利益を与えることが明らかとまでは言えないものと判断するに至った。

以上の理由から、複数年の取水日量の公開は、旧条例第6条第1項第3号の、申請企業に不利益を与えることが明らかであると認められるものに該当するが、単年度分のみでの情報の公開であれば、不利益を与えることが明らかとまでは言えないとの結論に達した。10年分の情報のうち、どの年の分を公開するかについては、無作為抽出法なども考えられるところであるが、最も古い年のものが順当であると判断した。

また、異議申立人が主張する公表されている「水力発電資料」とは、実施機関の主張のとおり、本件「常時使用水量の見直し資料」のような一日毎のデータとは異なるものであり、「水力発電資料」から、同じように電力コストを算出することは困難である。

(2) 「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」について

「発電所竣工図一式」は、発電所の設計図そのものであり、また、「有効落差及び出力計算書」は、発電所の設計計算書の一部であって、ともに、申請企業の内部で管理される情報である。これらを公開することにより、水力発電の経費のほとんどを占める固定費の算出につながることから、人造黒鉛電極の製造コストを構成する水力発電単価のより正確な推計につながる。

また、これらの公開は、施設の安全管理面でも、申請企業に不利益をもたらすおそれがあるものと思料される。

従って、これらの情報の公開は、法人に不利益を与えることが明らかであり、旧条例第6条第1項第3号に該当するものと判断する。

(3) 旧条例第6条第1項第3号ただし書きの適用について

異議申立人は、新条例第7条第3号ただし書きにより、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の必要公開を主張しているが、前記のとおり、本件の部分公開決定は、新条例施行前になされた処分であるので、この規定に相当する旧条例第6条第1項第3号ただし書きの適用について検討する。

旧条例第6条第1項第3号ただし書きは、「個人の生命、健康又は身体を、当該法人の行為によって生ずる危害から保護するために、公開することが必要と認められる情報」、「個人の生活を、当該法人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するために、公開することが必要と認められる情報」及び「これらに準ずるものとして公開することが特に必要と認められる情報」は非公開情報から除くことを規定している。

本件について検討するに、申請企業の取水により、個人の生命、健康又は身体に危害が生じているとはいえないこと、申請企業の取水が、違法又は不当な行為とはいえないこと及びこれらに準じた公開を特に必要とする理由があるとはいえないことから、本件は、ただし書きのいずれにも該当しないものと判断する。

以上から、「常時使用水量の見直し資料」中、数値表のうち昭和61年分を除いた部分、「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」は、旧条例第6条第1項第3号の、法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないものと判断する。

4 その他

異議申立人の、「堰のかんがい用水の残水が、導水路に入って発電用水に流用されているが、水利権の許可内容を規則化した水利規則には、堰から水を取り込んでよいと記載されていない」との主張については、実施機関が主張するとおり、申請企業が提出した、「青木湖貯水利用発電水利使用許可申請書」に、堰から導水路へ用水を取水することが記載されていることを確認した。

5 新条例による考察

既に述べたとおり、本件の実施機関の行った処分の適・不適の判断は、旧条例に基づいて行うものであるが、旧条例の全面改正を受けた新条例が施行されて既に2年近くが経過していること及び異議申立人が新条例をその主張の根拠としていることから、「常時使用水量の見直し資料」、「発電所竣工図一式」及び「有

効落差及び出力計算書」について、以下、新条例により考察することとする。

新条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。新条例第7条第3号は、公開原則の例外として、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開とするが、ただし書きで、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開することとしている。

本件について考察するに、「常時使用水量の見直し資料」「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」の公開により、申請企業が製造する人造黒鉛電極の製造コストの推計が可能となることは前述のとおりであり、申請企業の競争上の地位その他正当な利益を害するものであると考えられ、非公開とされるものであると判断する。しかしながら、「常時使用水量の見直し資料」中、数値表のうち昭和61年分のデータの公開は、県民の知る権利の尊重のほか、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することも目的にしている新条例の精神からして、妥当なものであると考える。

次に、前記ただし書きの適用についてであるが、当審査会としては、申請企業が所在する地域における水利や防火施設等の状況、申請企業の取水の状況等について調査し、申請企業からの聴取等により検討してきた。その結果、本件の「常時使用水量の見直し資料」「発電所竣工図一式」及び「有効落差及び出力計算書」が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報とまではいえず、ただし書きには該当しないものと判断する。

よって、冒頭第1の結論に達した。

第6 審査経過

平成12年	11月28日	諮問
	12月26日	審査会において諮問内容説明
平成13年	3月28日	実施機関から提出された理由説明書説明
	5月22日	異議申立人から提出された意見書説明
	8月22日	審議
	9月14日	審議
	10月31日	審議
	11月20日	審議、実施機関からの意見聴取
	12月27日	審議、異議申立人からの意見聴取
平成14年	2月13日	審議、実施機関からの意見聴取
	3月27日	審議
	5月29日	審議、関係人に対する調査・意見聴取

平成14年 7月 9日 審議、関係人に対する調査・意見聴取
8月27日 審議
10月16日 審議
11月27日 審議
12月24日 審議
平成15年 1月17日 審議

調査審議終結

